



学校教育目標

夢・目標に向かって努力し、集団に貢献できる平川っ子の育成
～自己肯定感と仁愛の心～

校訓：自立 友愛 奉仕

【めざす生徒像】

- 自立・・・自分で考え、判断し、主体的に行動できる自立した生徒
- 友愛・・・互いに尊重し合い、仲間と連携・協働することができる生徒
- 奉仕・・・ふるさと平川を愛し、社会に貢献できる生徒

【めざす学校像】

「志を支え 才を育む 愛があふれる学校」

組織

【PTA・地域連携】

- PTA
- 学校運営協議会
- 平川地区コミュニティ推進協議会
- 青少年健全育成協議会
- 民生委員・主任児童委員
- 地域協育ネット

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、生徒指導主任
教育相談担当、養護教諭
担任、該当学年主任、学年
部 SC (SSW)

教育委員会 (指導主事等)
いじめ対策サポートチーム

【関係機関】

- 警察(生活安全課 少年係)
- 中央児童相談所
- 山口市子育て保健課
- 平川交番
- 山口市教育委員会
- 山口県教育委員会
- 医療機関

【いじめ対策サポートチーム】：山口市教育委員会より派遣

学校担当指導主事、いじめ初動対応サポーター、いじめ・不登校専門相談員、
教育相談室教育相談員、少年安全サポーター、スクールガードリーダー、
SC(緊急派遣)、SSW、山口市教育支援センター(あすなろ教室)教育相談員、
生徒指導担当指導主事(必要に応じて医療、福祉等の関係機関や市の顧問弁護士と連携する)

基本的な考え方

【いじめの定義】

「いじめ防止対策推進法」2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【具体的ないじめの態様例】

◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

◇仲間はずれ、集団による無視をされる

◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

◇金品をたかられる

◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

◇パソコン(タブレット)や携帯電話(スマートフォン)で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※これらの中には、生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもある。「いじめ」を確認した場合には、迅速・的確・丁寧な指導を行うとともに、解決に向けて粘り強く対応する。

※けんかやふざけ合い、またいじりであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの四層構造

【いじめ防止等に関する基本理念】

いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組まなければならない。

被害者		
加害者		
観衆(周りではやしたてる者)		
傍観者(見て見ぬふりをする者)		

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気的形成されるようにする。

【いじめの防止】

児童等はいじめを行ってはならない（いじめ防止対策推進法 第4条）

いじめ防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをすすめるとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。

(1) 生徒間の人間関係づくり

- ① 道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒の主体的な活動を推進する。
- ② 生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくりを心がける。

(2) 生徒指導・教育相談の充実

- ① いじめの問題を根本的に解決するために、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
- ② 生徒の状況等について日頃から教職員間で共通理解を図るために、生徒指導における校内体制を整備し、定期的な生徒指導および教育相談の部会を実施する。また、教育相談週間を企画実践する。
- ③ 事例研究等、いじめ問題に関する校内研修会や、SCやSSWと連携した研修を設定し、教職員のカウンセリング能力の向上を図る。ソーシャルスキルトレーニング、ペップトーク、アンガーマネジメント等にもふれ、研修の充実を図る。

※Social Skills Training：「ソーシャルスキル」とは、対人場面において、相手に適切に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動のことで、その対人行動を習得する練習のことを「ソーシャルスキル トレーニング」という。ソーシャルスキルは先天的に獲得される能力ではない。

※Pep talk：スポーツ選手を励ますために指導者が試合前や大事な練習の前に行う短い激励のメッセージのことを指す。現在は語学と心理学の分析も進み、アメリカではセールスマンの営業研修やIT技術者のモチベーションアップ研修にも取り入れられている。語源は pep(元気)、pep up(元気づける)という言葉から来ている。

※Anger Management：アンガーとは、怒りやいら立ちといった感情のこと。衝動にまかせて怒りを爆発させるのではなく、上手にコントロールして適切な問題解決やコミュニケーションに結びつけることをいう。

(3) 伝え合い、認め合い、支え合い、高め合う取組の実施

- ① 環境や目的に応じて言葉や顔の表情、身振り手振りを使い分ける力を高める。
- ② 日記や作文、発表など常に言語表現を磨き、コミュニケーション能力の向上を図る。

(4) A F P Yの視点に立った授業改善の推進

- ① 他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合うようにさせる。
- ② 他者や集団とより良く関わろうとする意志をもち、それに基づいた行動の両方が尊重される（否定されない）場づくりや集団づくりを進める。

※AFPY : Adventure Friendship Program in Yamaguchi の略で、山口県において行われてきた体験活動および野外活動の伝統と実績を踏まえて考案された、山口県独自の体験学習方法のこと。

(5) 家庭・地域社会との連携

- ① ボランティア活動や地域行事への積極的参加を奨励する。
- ② 異年齢・異世代交流の充実が図れるように、行事や生徒会活動を仕組む。

(6) 校種間(小・中)連携の充実

指導や支援が適切に行えるように、学校相互間での情報共有と打ち合わせを行う。

(7) 情報モラルやネットマナー教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまっただけに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。また、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、深刻な影響を及ぼすものであることなどを正しく理解させるための研修等を行う。

(8) 指導上の配慮が必要な生徒への対応

- ① 発達障害を含む、障害のある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。
- ② 外国人の生徒や海外から帰国した生徒、国際結婚をしている保護者をもつ生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ L G B T Q に係る生徒に対するいじめを防止するため、L G B T Q について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

【いじめの早期発見】

子どもに関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。このため日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は週1回の生活アンケート調査やFIT、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。いじりを受けた生徒が嫌な思いをしたり苦痛を感じていたりしていればいじめであり、いきすぎたいじりに対しては、適切な指導が行われなければならない。そのため、いじりの背景にある事情等の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目した対応が必要である。

(1) 教育相談担当教員、養護教諭等を中心に教育相談体制の充実を図る。

- ① 週一回の教育相談部会で、情報交換を行い、きめ細かい情報収集を心がける。
- ② 気がついたタイミングで、早めに打ち合わせや学年ケース会議を行うように心がける。
- ③ 年間に2回教育相談週間を設定し、全生徒に対して全教員をもって教育相談の機会をもつ。
- ④ SC及びSSWとの連携。

〔SC・SSW導入の背景と職務内容〕

複雑化、多様化する社会の中であって、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等、児童生徒が抱える課題も多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。

このような、児童生徒が抱える課題の解決に向け、学校の教育相談体制の充実が求められるなかで、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多いため、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えた人材（SC）の登用が求められている。

また、児童生徒の置かれている環境に課題がある事案もあり、その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められているため、福祉の専門家であるSSWの役割に大きな期待が寄せられている。

SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行う。また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修等にも積極的に活用することができる人材である。

SSWは児童生徒のニーズを把握し、個人に働き掛けるだけではなく、学校組織などの仕組みや家庭の生活環境、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点をもっており、その活動目標は、児童生徒の一人ひとりのQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域をつくることである。

(2) 各種アンケート等を実施し、実態把握に務めるとともに生活目標を持たせる。

- ① 心の健康観察（毎日）
- ② 生活アンケート（週1回）
- ③ いじめに関する実態調査（学期に1回、定期教育相談アンケート内で実施）
- ④ FIT（年2回、定期教育相談の時期に実施）

(3) 日記・生活ノート等での人間関係づくりに努める。

- ① 日記は毎日目を通し、生徒の状況把握に努めるとともに、信頼関係を深める。
- ② 生徒への声かけを積極的に行い、会話ができる関係の保持や絆づくりを行う。

(4) 生徒とふれあう機会を増やし、信頼関係を築くと同時に行動や変容を観察する。

(5) 不登校傾向児童生徒早期対応カードを利用し、情報共有と早期対策を図る。

【行動観察時のポイント】

- ◇ 登校 : 登校渋り、あいさつ時の反応、顔色、表情、遅刻
- ◇ 朝の会 : 出席確認（連続・断続欠席）、健康観察（表情、顔色、体調）
- ◇ 授業 : 入室遅れ、保健室利用の状況、授業態度、表情、顔色、早退

- ◇休憩時間：孤立していないか
- ◇昼休み：昼食中の会話など、休み時間の様子(生徒同士の関わり方)
- ◇放課後：あいさつ時の反応、表情、顔色、一人で下校、部活動での様子 等
- ◇その他：生活ノート「おおすぎ」、毎週の生活アンケート記述内容からの類推

【初期対応】：病気以外の理由で欠席の続く生徒への対応

- ◇欠席1日目：電話連絡。可能であれば本人・保護者どちらとも話をする。
- ◇欠席2日目：家庭訪問。本人・保護者の様子を見る、伝える。
- ◇欠席3日目：家庭訪問および、ケース会議等に向けて情報を整理しておく。

※欠席が3日以上続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく、学年、教育相談部、SC等で役割分担を決め、連携して対応する。

※「不登校早期対応カード」を利用し、情報の共有を図る。いじめの有無にかかわらず、病気以外の理由で連続3日または、1ヶ月で断続5日の欠席があった生徒の実態把握と報告を速かに行う。条件を満たした時点で提出する。

担任 → 学年 → 教育相談担当 → 生徒指導主任 → 管理職 → 市教育委員会

【いじめに対する措置】

いじめを発見または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を心がける。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

いじめの認知力を向上させ、早期発見に繋げるためのいじめの分類として、次のような3つのレベルが示されている。認知されたいじめがどのレベルであるかを認識し、対応する。

[レベル1] 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

[レベル2] 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった(ある)もの。

[レベル3] 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知されたいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

(1) 第一通報者から事実確認

通報者の思いの共感的理解と事実確認(5W1Hおよび時間的経過の確認)を行う。

※ When：いつ、Where：どこで、Who：誰が、What：何を、Why：なぜ、How：どのように

(2) 報告(学年、生徒指導主任、教育相談担当、教頭、校長)・連絡・相談 + 記録

(3) 「いじめ速報カードの作成」 → 教育委員会に報告

(4) 「いじめ対策委員会」の開催 → 教育委員会と連携

①情報集約(時系列での情報の蓄積を行う)、情報の共有

- ②生徒・保護者への対応（被害生徒・加害生徒・傍観者等）を検討する。
- ③状況に応じて、関係機関等と連携を図る。（中央児相・山口警察・山口地方法務局等）

(5) 当事者・周囲からの聴取（調査）

被害生徒、加害生徒、及び周囲の生徒から聴取、5W1Hでまとめる。

(6) 職員会議の開催（必要に応じて）

- ①全教職員への周知と共通理解を徹底する。
- ②今後の対応策の検討(ケース会議または打ち合わせ)と役割分担を行う。

(7) 生徒、保護者への対応

- ①被害生徒への支援・指導について確認する。
 - ・ 共感的理解、教育相談担当者およびSC等による心のケア、家庭訪問
 - ・ 緊急避難（別室、欠席、一時保護(関係機関との連携)）
- ②加害生徒への指導・支援を行う。（懲戒、出席停止制度の適切な運用等）
 - ・ 謝罪について
 - ・ SC等による心のケア(SCやSSWの緊急派遣申請：下記重大事態への対応)
- ③学級（周りの生徒）への指導

(8) 「いじめ続報カードの作成」 → 教育委員会と連携

【重大事態への対応】

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと認めるとき、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときには、教育委員会へ報告。

様々な関係機関にも相談窓口があります

【山口県総合教育支援センター】

電話相談・メール相談・FAX相談・来所相談の予約
電話相談とメール相談は下記のとおり開設していますので、ご利用ください。
「子どもと親のサポートセンター」及び「ふれあい教育センター」への来所相談の予約（初回面接）は、「ふれあい総合テレホン」で受け付けます。

『ふれあい教育センター』 教育に関するあらゆる相談に応じます。

電話番号：083-987-1240（代表：ふれあい総合テレホン）
083-987-1241（子どもふれあいテレホン）
083-987-1243（保護者ふれあいテレホン）
083-987-1244（教職員ふれあいテレホン）

実施日：月曜日～金曜日
（祝日、年末年始等を除く）
対応時間：月・水・金は 8:30～17:15、
火・木は 8:30～21:00

『ふれあいメール』

メールでの相談に応じます。

soudan@g.ysn21.jp

『ふれあいFAX』

FAXでの相談に応じます。

FAX番号：987-1258

『子どもと親のサポートセンター』

〒754-0893
山口県山口市秋穂二島 1062

電 話 987-1242
F A X 987-1259
電子メール support@g.ysn21.jp

【24時間子どもSOSダイヤル】

（やまぐち子どもSOSダイヤル）

いじめにより、つらい思いをしている子どもとその保護者の相談に応じます。

いじめ、暴力、問題行動などの子どもたちのSOSを受け付けます。

電話番号：0120-0-78310

実施日：毎日 対応時間：24時間

【山口市教育委員会・山口市教育相談室】

『山口市教育委員会』

電話番号：934-2862

『山口市教育相談室』

電話番号：922-3749

『子育て保健課』

電話番号：934-2960

【山口警察署・平川交番】

電話番号：924-0110

※平川交番にかける場合にも、左記にかけて回してもらう。

【山口県中央児童相談所】

電話番号：902-2189